

令和6年5月24日

組合員各位

大阪府警察信用組合

預金規定の改定のお知らせ

平素は大阪府警察信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
当組合は、次のとおり各種預金規定を改定いたしますのでお知らせします。改定後の規定の交付をご希望の場合は、当組合窓口へお申し出ください。

※ 改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

1 対象となる預金規定

「自由金利型定期預金（M型）規定」等、別紙1のとおり。

2 規定適用開始日

令和6年6月24日

3 主な改定内容

- 各種定期預金の期限前中途解約利率を変更します。
- 通帳や証書などの取扱形態により区分されている各種預金規定を整理・統合します。

4 新旧対比表

改定する各預金規定の改定内容は、別紙2をご覧ください。

以上

【令和6年6月24日付で改定する預金規定一覧】

No.	規定名称		改定内容	
	現行の規定	整理・統合した後の規定	期限前 利率の 変更 中途 解約	預金 規定 の 統 合
1	自由金利型定期預金（M型）規定 <u><通帳式></u>	自由金利型定期預金（M型）規定	○	○
	自由金利型定期預金（M型）規定 <u><証書式></u>			
2	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 <u><通帳式></u>	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定	○	○
	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 <u><証書式></u>			
3	自由金利型定期預金規定 <u><通帳式></u>	自由金利型定期預金規定		○
	自由金利型定期預金規定 <u><証書式></u>			
4	自動継続自由金利型定期預金規定 <u><通帳式></u>	自動継続自由金利型定期預金規定		○
	自動継続自由金利型定期預金規定 <u><証書式></u>			
5	期日指定定期預金規定 <u><通帳式></u>	期日指定定期預金規定		○
	期日指定定期預金規定 <u><証書式></u>			
6	自動継続期日指定定期預金規定 <u><通帳式></u>	自動継続期日指定定期預金規定		○
	自動継続期日指定定期預金規定 <u><証書式></u>			
7	変動金利定期預金規定 <u><通帳式></u>	変動金利定期預金規定	○	○
	変動金利定期預金規定 <u><証書式></u>			
8	自動継続変動金利定期預金規定 <u><通帳式></u>	自動継続変動金利定期預金規定	○	○
	自動継続変動金利定期預金規定 <u><証書式></u>			
9	積立定期預金規定		○	
10	財産形成積立定期預金規定		○	
11	財産形成住宅預金規定		○	

「自由金利型定期預金（M型）規定」新旧対照表

一 部 更 更 後	現 行
凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。	凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。
<p style="text-align: center;">自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>1.（預金の支払時期） この預金は、通帳記載又は証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を取消し、証書口の場合は証書と引換えに、</u>当組合で返却します。</p> <p>3.（利息：単利）</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳記載<u>又は証書記載</u>の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳記載<u>又は証書記載</u>の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。</p> <p>なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p>A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>B 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。</p> <p>② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日まで</p>	<p style="text-align: center;">自由金利型定期預金（M型）規定〈通帳式〉</p> <p>1.（預金の支払時期） この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消し<u>たうえ、</u>当組合で返却します。</p> <p>3.（利息：単利）</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。</p> <p>なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p>A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>B 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。</p> <p>② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日まで</p>

の日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を計算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満
約定利率 × 50%
- C 1年以上3年未満
約定利率 × 70%

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満
約定利率 × 20%
- C 2年以上2年6か月未満
約定利率 × 40%
- D 2年6か月以上3年未満
約定利率 × 60%

③ 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満
約定利率 × 20%

C 2年以上2年6か月未満

の日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を計算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満
約定利率 × 50%
- C 1年以上3年未満
約定利率 × 70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満
約定利率 × 40%
- C 1年以上1年6か月未満
約定利率 × 50%
- D 1年6か月以上2年未満
約定利率 × 60%
- E 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 40%

D 2年6か月以上4年未満

約定利率 × 60%

④ 預入日から4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満

約定利率 × 10%

C 2年以上3年未満

約定利率 × 20%

D 3年以上4年未満

約定利率 × 40%

E 4年以上5年未満

約定利率 × 70%

(4) この預金の付利単位1円とし、1年を365日として日割で計算します。

約定利率 × 70%

F 2年6か月以上4年未満

約定利率 × 90%

③ 預入日から4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満

約定利率 × 40%

C 1年以上1年6か月未満

約定利率 × 50%

D 1年6か月以上2年未満

約定利率 × 60%

E 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 70%

F 2年6か月以上3年未満

約定利率 × 80%

G 3年以上5年未満

約定利率 × 90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満

約定利率 × 30%

C 1年以上1年6か月未満

約定利率 × 40%

D 1年6か月以上2年未満

約定利率 × 50%

E 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 60%

F 2年6か月以上3年未満

約定利率 × 70%

G 3年以上4年未満

約定利率 × 80%

H 4年以上5年未満

約定利率 × 90%

(4) この預金の付利単位1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (利息：複利)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳記載又は証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満
約定利率 × 20%
- C. 2年以上2年6か月未満
約定利率 × 40%
- D. 2年6か月以上3年未満
約定利率 × 60%

② 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満
約定利率 × 20%

- C. 2年以上2年6か月未満
約定利率 × 40%
- D. 2年6か月以上4年未満
約定利率 × 60%

③ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

4. (利息：複利)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満
約定利率 × 40%
- C. 1年以上1年6か月未満
約定利率 × 50%
- D. 1年6か月以上2年未満
約定利率 × 60%
- E. 2年以上2年6か月未満
約定利率 × 70%
- F. 2年6か月以上4年未満
約定利率 × 90%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満
解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満
約定利率 × 10%

C 2年以上3年未満
約定利率 × 20%

D 3年以上4年未満
約定利率 × 40%

E 4年以上5年未満
約定利率 × 70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、又は証書の受取欄に届出の印章により記名

A 6か月未満
解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満
約定利率 × 40%

C 1年以上1年6か月未満
約定利率 × 50%

D 1年6か月以上2年未満
約定利率 × 60%

E 2年以上2年6か月未満
約定利率 × 70%

F 2年6か月以上3年未満
約定利率 × 80%

G 3年以上5年未満
約定利率 × 90%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満
解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満
約定利率 × 30%

C 1年以上1年6か月未満
約定利率 × 40%

D 1年6か月以上2年未満
約定利率 × 50%

E 2年以上2年6か月未満
約定利率 × 60%

F 2年6か月以上3年未満
約定利率 × 70%

G 3年以上4年未満
約定利率 × 80%

H 4年以上5年未満
約定利率 × 90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。

押印のうえ証書を当組合に提出してください。ただし、証書が定期預金取扱票の場合にあっては、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。また、この場合、解約代り金は、原則として普通預金口座に入金します。

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 通帳・証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書・証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳・証書は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しない、又は証書を発行

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 通帳又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、次によ

しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途連絡します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約若しくは書替継続するとき、又は中間利息定期預金のみを解約若しくは書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳又は証書とともに当組合に提出してください。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第

り取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途連絡します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約若しくは書替継続するとき、又は中間利息定期預金のみを解約若しくは書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第

三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳・証書が発行されている場合には通帳・証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息の計算等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到着した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024. 6. 24現在)

三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息の計算等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到着した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020. 4. 1現在)

「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定」新旧対照表

一 部 更 更 後	現 行
凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。	凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。
<p style="text-align: center;">自動継続自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>1.（自動継続）</p> <p>(1) この預金は、通帳記載<u>又は証書記載</u>の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。</p> <p>(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。</p> <p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を取消し、証書口の場合は証書と引換えに、当組合で返却します。</u></p> <p>3.（利息：単利）</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項及び次項において同じです。）から満期日の前日までの日数及び通帳記載<u>又は証書記載</u>の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳記載<u>又は証書記載</u>の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p>なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」）とします。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p>	<p style="text-align: center;">自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 <u>〈通帳式〉</u></p> <p>1.（自動継続）</p> <p>(1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。</p> <p>(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。</p> <p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消し<u>たうえ</u>、当組合で返却します。</p> <p>3.（利息：単利）</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項及び次項において同じです。）から満期日の前日までの日数及び通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p>なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」）とします。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p>

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息及び満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日及び満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息及び満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日及び満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満

約定利率 × 50%

C 1年以上3年未満

約定利率 × 70%

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満

約定利率 × 20%

C 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 40%

D 2年6か月以上3年未満

約定利率 × 60%

③ 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満

約定利率 × 20%

C 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 40%

D 2年6か月以上4年未満

約定利率 × 60%

④ 預入日から4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満

約定利率 × 10%

C 2年以上3年未満

約定利率 × 50%

C 1年以上3年未満

約定利率 × 70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満

約定利率 × 40%

C 1年以上1年6か月未満

約定利率 × 50%

D 1年6か月以上2年未満

約定利率 × 60%

E 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 70%

F 2年6か月以上4年未満

約定利率 × 90%

③ 預入日から4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満

約定利率 × 40%

C 1年以上1年6か月未満

約定利率 × 50%

D 1年6か月以上2年未満

約定利率 × 60%

E 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 20%

D 3年以上4年未満

約定利率 × 40%

E 4年以上5年未満

約定利率 × 70%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (利息：複利)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数及び通帳記載又は証書記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金

約定利率 × 70%

F 2年6か月以上3年未満

約定利率 × 80%

G 3年以上5年未満

約定利率 × 90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満

約定利率 × 30%

C 1年以上1年6か月未満

約定利率 × 40%

D 1年6か月以上2年未満

約定利率 × 50%

E 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 60%

F 2年6か月以上3年未満

約定利率 × 70%

G 3年以上4年未満

約定利率 × 80%

H 4年以上5年未満

約定利率 × 90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (利息：複利)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数及び通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金

とともに支払います。ただし、解約日における普通預金の利率を下回らないもの
とします。

① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満

約定利率 × 20%

C 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 40%

D 2年6か月以上3年未満

約定利率 × 60%

② 預入日の3年後の応答日の翌日から預入日の4年後の応答日までの日を満
期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満

約定利率 × 20%

C 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 40%

D 2年6か月以上4年未満

約定利率 × 60%

③ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満
期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満

約定利率 × 10%

C 2年以上3年未満

約定利率 × 20%

とともに支払います。

① 預入日の3年後の応答日から預入日の4年後の応答日の前日までの日を満
期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満

約定利率 × 40%

C 1年以上1年6か月未満

約定利率 × 50%

D 1年6か月以上2年未満

約定利率 × 60%

E 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 70%

F 2年6か月以上4年未満

約定利率 × 90%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満
期日としたこの預金の場合

A 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満

約定利率 × 40%

C 1年以上1年6か月未満

約定利率 × 50%

D 1年6か月以上2年未満

約定利率 × 60%

E 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 70%

- D. 3年以上4年未満
約定利率 × 40%
- E. 4年以上5年未満
約定利率 × 70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、又は証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を当組合に提出してください。ただし、証書が定期預金取扱票の場合にあっては、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。また、この場合、解約代り金は、原則として普通預金口座に入金します。

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 通帳・証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をお

- F. 2年6か月以上3年未満
約定利率 × 80%
- G. 3年以上5年未満
約定利率 × 90%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満
約定利率 × 30%
- C. 1年以上1年6か月未満
約定利率 × 40%
- D. 1年6か月以上2年未満
約定利率 × 50%
- E. 2年以上2年6か月未満
約定利率 × 60%
- F. 2年6か月以上3年未満
約定利率 × 70%
- G. 3年以上4年未満
約定利率 × 80%
- H. 4年以上5年未満
約定利率 × 90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 通帳又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保

き、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書・証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳・証書は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しない、又は証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途連絡します。
なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約若しくは書替継続するとき、又は中間利息定期預金のみを解約若しくは書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳又は証書とともに当組合に提出してください。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第1号AからF又は第2号AからEの

証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途連絡します。
なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約若しくは書替継続するとき、又は中間利息定期預金のみを解約若しくは書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第1号AからF又は第2号AからEの

一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳・証書が発行されている場合には通帳・証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当い

一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当い

たします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2024. 6. 24 現在)

たします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020. 4. 1 現在)

「自由金利型定期預金規定」新旧対照表

一 部 更 更 後	現 行
<p>凡 例 ○○○○は、変更部を示す。</p>	<p>凡 例 ○○○○は、変更部を示す。</p>
<p style="text-align: center;">自由金利型定期預金規定</p> <p>1. (預金の支払時期) この預金は、通帳記載又は証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。 (2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします (3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を取消し、証書口の場合は証書と引換えに、当組合で返却します。</u></p> <p>3. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び通帳記載<u>又は証書記載</u>の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳記載<u>又は証書記載</u>の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、あらかじめ指定された方法によって、各中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第10条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）及び次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p>	<p style="text-align: center;">自由金利型定期預金規定 <u>〈通帳式〉</u></p> <p>1. (預金の支払時期) この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。 (2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします (3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消し<u>たうえ</u>、当組合で返却します。</p> <p>3. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、あらかじめ指定された方法によって、各中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第10条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）及び次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p>

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、B及びC（B及びCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率 - 約定利率 × 30%

C 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載又は証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のA及びBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率 - 約定利率 × 30%

B 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、又は証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を当組合に提出してください。ただし、証書が定期預金取扱票の場合にあつては、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。また、この場合、解約代り金は、原則として普通預金口座に入金します。

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 通帳・証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、B及びC（B及びCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率 - 約定利率 × 30%

C 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のA及びBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率 - 約定利率 × 30%

B 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。

5. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 通帳又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年

後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7.(印鑑照合)

- (1) 払戻請求書・証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

8.(譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳・証書は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

9.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10.(解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業

後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7.(印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

8.(譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

9.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10.(解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳・証書が発行されている場合には通帳・証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限

前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2024. 6. 24現在)

前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020. 4. 1現在)

「自動継続自由金利型定期預金規定」新旧対照表

一 部 更 更 後		現 行	
凡 例	〇〇〇〇〇は、変更部を示す。	凡 例	〇〇〇〇〇は、変更部を示す。
自動継続自由金利型定期預金規定		自動継続自由金利型定期預金規定 <u>〈通帳式〉</u>	
<p>1. (自動継続)</p> <p>(1) この預金は、通帳記載 <u>又は証書記載</u> の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。</p> <p>(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を取消し、証書口の場合は証書と引換えに、</u>当組合で返却します。</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項及び次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び通帳記載 <u>又は証書記載</u> の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳記載 <u>又は証書記載</u> の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p>② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。</p> <p>(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を</p>		<p>1. (自動継続)</p> <p>(1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。</p> <p>(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消し<u>たうえ、</u>当組合で返却します。</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項及び次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び通帳記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p>② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。</p> <p>(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を</p>	

満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第10条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）及び次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、B及びC（B及びCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率 - 約定利率 × 30%

C 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載又は証書記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のA及びBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率 - 約定利率 × 30%

B 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第10条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）及び次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、B及びC（B及びCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率 - 約定利率 × 30%

C 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のA及びBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率 - 約定利率 × 30%

B 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、又は証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を当組合に提出してください。ただし、証書が定期預金取扱票の場合にあつては、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。また、この場合、解約代り金は、原則として普通預金口座に入金します。

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 通帳・証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。

(3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。

(4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。

(5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

(1) 払戻請求書・証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

8. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金及び通帳・証書は、譲渡又は質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当組合に提出してください。

5. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 通帳又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。

(3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。

(4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。

(5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

8. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金及び通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の

書式により行います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳・証書が発行されている場合には通帳・証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保

書式により行います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金

される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024. 6. 24現在)

者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020. 4. 1現在)

「期日指定定期預金規定」新旧対照表

一 部 更 更 後	現 行
凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。	凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。
<p style="text-align: center;">期日指定定期預金規定</p> <p>1. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>(2) 満期日は、この預金の全部又は一部について預入日の1年後の応当日（通帳記載又は証書記載の据置期間満了日）から通帳記載又は証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日の指定は払戻しの申出日とします。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。</p> <p>(3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を取消し、証書口の場合は証書と引換えに、当組合で返却します。</u></p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 1年以上2年未満 通帳、<u>証書記載</u>の「2年未満」の利率</p> <p>② 2年以上 通帳、<u>証書記載</u>の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数について解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第10条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満</p>	<p style="text-align: center;">期日指定定期預金規定〈通帳式〉</p> <p>1. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>(2) 満期日は、この預金の全部又は一部について預入日の1年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日）から通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日の指定は払戻しの申出日とします。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。</p> <p>(3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消し<u>たうえ</u>、当組合で返却します。</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 1年以上2年未満 通帳記載の「2年未満」の利率</p> <p>② 2年以上 通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数について解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第10条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満</p>

解約日における普通預金の利率

- ② 6か月以上1年未満
2年以上利率 × 40%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、又は証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を当組合に提出してください。ただし、証書が定期預金取扱票の場合にあつては、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。また、この場合、解約代り金は、原則として普通預金口座に入金します。

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 通帳・証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書・証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

解約日における普通預金の利率

- ② 6か月以上1年未満
2年以上利率 × 40%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、この通帳のみでも取扱います。

5. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 通帳又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳・証書は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するため

(2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するため

に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳・証書が発行されている場合には通帳・証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024. 6. 24現在)

に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020. 4. 1現在)

「自動継続期日指定定期預金規定」新旧対照表

一 部 更 更 後		現 行	
凡 例	〇〇〇〇〇は、変更部を示す。	凡 例	〇〇〇〇〇は、変更部を示す。
自動継続期日指定定期預金規定		自動継続期日指定定期預金規定 <u>〈通帳式〉</u>	
<p>1. (自動継続)</p> <p>(1) この預金は、通帳記載<u>又は証書記載</u>の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。</p> <p>(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当組合に申出てください。</p> <p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。</p> <p>① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。</p> <p>満期日は、この預金の全部又は一部について預入日の1年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日の指定は払戻しの申出日とします。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額を指定してください。</p> <p>② 継続停止の申出があり満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。</p> <p>(2) 継続停止の申出がない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。</p> <p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を</u>取消し、<u>証書口の場合は証書と引換えに、</u>当組合で返却します。</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。</p>		<p>1. (自動継続)</p> <p>(1) この預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。</p> <p>(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当組合に申出てください。</p> <p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。</p> <p>① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。</p> <p>満期日は、この預金の全部又は一部について預入日の1年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日の指定は払戻しの申出日とします。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額を指定してください。</p> <p>② 継続停止の申出があり満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。</p> <p>(2) 継続停止の申出がない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。</p> <p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳の当該受入れの記載を</u>取消し<u>たうえ、</u>当組合で返却します。</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。</p>	

① 1年以上2年未満
通帳、証書記載の「2年未満」の利率

② 2年以上
通帳、証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上の利率」といいます。）

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金し又は元金に組入れます。

(4) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第11条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満
解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満
2年以上の利率 × 40%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、又は証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を当組合に提出してください。ただし、証書が定期預金取扱票の場合にあっては、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。また、この場合、解約代り金は、原則として普通預金口座に入金します。

6.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 通帳・証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開

① 1年以上2年未満
通帳記載の「2年未満」の利率

② 2年以上
通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上の利率」といいます。）

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金し又は元金に組入れます。

(4) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第11条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満
解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満
2年以上の利率 × 40%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当組合に提出してください。

6.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) 通帳や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 通帳又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開

始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書・証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳・証書は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

- ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
- なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳・証書が発行されている場合には通帳・証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法より充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

- ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
- なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法より充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2024.6.24現在)

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020.4.1現在)

「変動金利定期預金規定」新旧対照表

一 部 更 更 後	現 行
凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。	凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。
変動金利定期預金規定	変動金利定期預金規定〈通帳式〉
<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>この預金は、通帳記載又は証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を取消し、証書口の場合は証書と引換えに、</u>当組合で返却します。</p> <p>3. (利率の変更)</p> <p>この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳記載<u>又は証書記載</u>の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第11条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上<u>2</u>年未満 約定利率 × <u>20</u>%</p>	<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類（以下「証券類」といいます。）は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消し<u>たうえ、</u>当組合で返却します。</p> <p>3. (利率の変更)</p> <p>この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第11条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上<u>1</u>年未満 約定利率 × <u>40</u>%</p>

③ 2年以上3年未満
約定利率 × 40%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、又は証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を当組合に提出してください。ただし、証書が定期預金取扱票の場合にあつては、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。また、この場合、解約代り金は、原則として普通預金口座に入金します。

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 通帳・証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

③ 1年以上1年6か月未満
約定利率 × 50%

④ 1年6か月以上2年未満
約定利率 × 60%

⑤ 2年以上2年6か月未満
約定利率 × 70%

⑥ 2年6か月以上3年未満
約定利率 × 90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 通帳又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書・証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳・証書は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳・証書が発行されている場合には通帳・証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024. 6. 24現在)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020. 4. 1現在)

「自動継続変動金利定期預金規定」新旧対照表

一 部 更 更 後		現 行	
凡 例	<u>〇〇〇〇〇</u> は、変更部を示す。	凡 例	<u>〇〇〇〇〇</u> は、変更部を示す。
自動継続変動金利定期預金規定		自動継続変動金利定期預金規定〈通帳式〉	
<p>1. (自動継続)</p> <p>(1) この預金は、通帳記載<u>又は証書記載</u>の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類(以下「証券類」といいます。)は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を取消し、証書口の場合は証書と引換えに、</u>当組合で返却します。</p> <p>3. (利率の変更)</p> <p>この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。本条及び第4条第1項において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳記載<u>又は証書記載</u>の利率(第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p>		<p>1. (自動継続)</p> <p>(1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、小切手その他の証券類(以下「証券類」といいます。)は、あらかじめ申出があり、当組合が認めた場合以外は受入れません。</p> <p>(2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、<u>通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、</u>当組合で返却します。</p> <p>3. (利率の変更)</p> <p>この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。本条及び第4条第1項において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳記載の利率(第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p>	

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第11条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満

解約日における普通預金の利率

② 6か月以上2年未満

約定利率 × 20%

⑤ 2年以上3年未満

約定利率 × 40%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、又は証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を当組合に提出してください。ただし、証書が定期預金取扱票の場合にあっては、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。また、この場合、解約代り金は、原則として普通預金口座に入金します。

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 通帳・証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をお

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第11条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満

解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満

約定利率 × 40%

③ 1年以上1年6か月未満

約定利率 × 50%

④ 1年6か月以上2年未満

約定利率 × 60%

⑤ 2年以上2年6か月未満

約定利率 × 70%

⑥ 2年6か月以上3年未満

約定利率 × 90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 通帳又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保

き、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書・証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳・証書は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び通帳は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳・証書が発行されている場合には通帳・証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務者が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金

- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務者が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金

等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024. 6. 24現在)

等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020. 4. 1現在)

「積立定期預金規定」新旧対照表

一 部 更 更 後		現 行																															
凡 例	<u>〇〇〇〇〇</u> は、変更部を示す。	凡 例	<u>〇〇〇〇〇</u> は、変更部を示す。																														
積立定期預金規定		積立定期預金規定																															
<p>1. (預入れの方法等)</p> <p>(1) この預金の預入れの方法は、契約者の給与（賞与を含みます。）からの天引き又は、現金若しくは預金からの振替により預入れるものとします。</p> <p>(2) この預金の預入れは、預入れの方法が天引きによる場合は1回当たり1,000円以上1,000円単位とし、それ以外の預入れの場合は1回当たり100円以上1円単位とします。</p> <p>(3) この預金については、通帳の発行にかえ「ご契約通知書」を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>この預金には、小切手その他の証券類の受入れはできません。</p> <p>3. (預金の種類、継続方法等)</p> <p>(1) 預入れの都度、個別に預入日の3年後の応当日を満期日とする1口ごとの「自由金利型定期預金（M型）」としてお預りします。</p> <p>(2) 満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同一の期間の「自由金利型定期預金（M型）」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、個別の預入明細ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数及び預入日現在における当組合所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算します。</p> <p>(2) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第11条の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続した場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">① 6か月未満</td> <td style="width: 45%;">解約日における普通預金の利率</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上<u>2</u>年未満</td> <td>約定利率 × <u>2.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>③</u> 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率 × <u>4.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>④</u> 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率 × <u>6.0</u>%</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) この預金の付利単位は1円とします。</p>		① 6か月未満	解約日における普通預金の利率		② 6か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率 × <u>2.0</u> %		<u>③</u> 2年以上2年6か月未満	約定利率 × <u>4.0</u> %		<u>④</u> 2年6か月以上3年未満	約定利率 × <u>6.0</u> %		<p>1. (預入れの方法等)</p> <p>(1) この預金の預入れの方法は、契約者の給与（賞与を含みます。）からの天引き又は、現金若しくは預金からの振替により預入れるものとします。</p> <p>(2) この預金の預入れは、預入れの方法が天引きによる場合は1回当たり1,000円以上1,000円単位とし、それ以外の預入れの場合は1回当たり100円以上1円単位とします。</p> <p>(3) この預金については、通帳の発行にかえ「ご契約通知書」を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>この預金には、小切手その他の証券類の受入れはできません。</p> <p>3. (預金の種類、継続方法等)</p> <p>(1) 預入れの都度、個別に預入日の3年後の応当日を満期日とする1口ごとの「自由金利型定期預金（M型）」としてお預りします。</p> <p>(2) 満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同一の期間の「自由金利型定期預金（M型）」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、個別の預入明細ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数及び預入日現在における当組合所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算します。</p> <p>(2) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第11条の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続した場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">① 6か月未満</td> <td style="width: 45%;">解約日における普通預金の利率</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上<u>1</u>年未満</td> <td>約定利率 × <u>4.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>③</u> 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率 × <u>5.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>④</u> 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率 × <u>6.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>⑤</u> 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率 × <u>7.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>⑥</u> 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率 × <u>9.0</u>%</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) この預金の付利単位は1円とします。</p>		① 6か月未満	解約日における普通預金の利率		② 6か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率 × <u>4.0</u> %		<u>③</u> 1年以上1年6か月未満	約定利率 × <u>5.0</u> %		<u>④</u> 1年6か月以上2年未満	約定利率 × <u>6.0</u> %		<u>⑤</u> 2年以上2年6か月未満	約定利率 × <u>7.0</u> %		<u>⑥</u> 2年6か月以上3年未満	約定利率 × <u>9.0</u> %	
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																																
② 6か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率 × <u>2.0</u> %																																
<u>③</u> 2年以上2年6か月未満	約定利率 × <u>4.0</u> %																																
<u>④</u> 2年6か月以上3年未満	約定利率 × <u>6.0</u> %																																
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																																
② 6か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率 × <u>4.0</u> %																																
<u>③</u> 1年以上1年6か月未満	約定利率 × <u>5.0</u> %																																
<u>④</u> 1年6か月以上2年未満	約定利率 × <u>6.0</u> %																																
<u>⑤</u> 2年以上2年6か月未満	約定利率 × <u>7.0</u> %																																
<u>⑥</u> 2年6か月以上3年未満	約定利率 × <u>9.0</u> %																																

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。
- (3) この預金は、払戻しする預金を指定せず預金残高の合計額の一部に相当する金額を1,000円以上1,000円単位の金額で、払戻請求することができます。
この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日（継続したときはその継続日）の古いものから順にこの預金を解約します。

6. (届出事項の変更等)

- (1) 届出の印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 届出の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、違相ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。
- (3) この預金は、払戻しする預金を指定せず預金残高の合計額の一部に相当する金額を1,000円以上1,000円単位の金額で、払戻請求することができます。
この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日（継続したときはその継続日）の古いものから順にこの預金を解約します。

6. (届出事項の変更等)

- (1) 届出の印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 届出の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、違相ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質

入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章を相殺通知書面に押印して直ちに当組合

入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章を相殺通知書面に押印して直ちに当組合

に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024. 6. 24現在)

に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020. 4. 1現在)

「財産形成積立定期預金規定」新旧対照表

一 部 更 更 後	現 行																														
凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。	凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。																														
<p style="text-align: center;">財産形成積立定期預金規定</p> <p>1. (預入れの方法等)</p> <p>(1) この預金は、3年以上の期間にわたって、年1回以上定期に事業主が契約者の給与から天引して預入れるものとします。</p> <p>(2) この預金の預入れは1口1,000円以上1,000円単位とします。</p> <p>(3) この預金については、通帳の発行にかえ、取引の証として「財産形成積立定期預金ご契約の証」(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。</p> <p>2. (預金の種類、継続方法等)</p> <p>(1) 預入れの都度、個別に預入日の3年後の応当日を満期日とする1口ごとの「自由金利型定期預金(M型)」としてお預りします。</p> <p>(2) 満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同一の期間の「自由金利型定期預金(M型)」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(3) 前項の継続にあたり満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、満期日にそれぞれの預金の元利金をまとめて1口の「自由金利型定期預金(M型)」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、個別の預入明細ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数及び預入日現在における当組合所定の利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法により計算します。</p> <p>(2) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(継続した場合は最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">① 6か月未満</td> <td style="width: 45%;">解約日における普通預金の利率</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上<u>2</u>年未満</td> <td>約定利率 × <u>2.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率 × <u>4.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率 × <u>6.0</u>%</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) この預金の付利単位は1円とします。</p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率		② 6か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率 × <u>2.0</u> %		③ 2年以上2年6か月未満	約定利率 × <u>4.0</u> %		④ 2年6か月以上3年未満	約定利率 × <u>6.0</u> %		<p style="text-align: center;">財産形成積立定期預金規定</p> <p>1. (預入れの方法等)</p> <p>(1) この預金は、3年以上の期間にわたって、年1回以上定期に事業主が契約者の給与から天引して預入れるものとします。</p> <p>(2) この預金の預入れは1口1,000円以上1,000円単位とします。</p> <p>(3) この預金については、通帳の発行にかえ、取引の証として「財産形成積立定期預金ご契約の証」(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。</p> <p>2. (預金の種類、継続方法等)</p> <p>(1) 預入れの都度、個別に預入日の3年後の応当日を満期日とする1口ごとの「自由金利型定期預金(M型)」としてお預りします。</p> <p>(2) 満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同一の期間の「自由金利型定期預金(M型)」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(3) 前項の継続にあたり満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、満期日にそれぞれの預金の元利金をまとめて1口の「自由金利型定期預金(M型)」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、個別の預入明細ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数及び預入日現在における当組合所定の利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法により計算します。</p> <p>(2) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第12条の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(継続した場合は最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">① 6か月未満</td> <td style="width: 45%;">解約日における普通預金の利率</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上<u>1</u>年未満</td> <td>約定利率 × <u>4.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ <u>1</u>年以上<u>1</u>年6か月未満</td> <td>約定利率 × <u>5.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ <u>1</u>年6か月以上<u>2</u>年未満</td> <td>約定利率 × <u>6.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率 × <u>7.0</u>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率 × <u>9.0</u>%</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) この預金の付利単位は1円とします。</p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率		② 6か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率 × <u>4.0</u> %		③ <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年6か月未満	約定利率 × <u>5.0</u> %		④ <u>1</u> 年6か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率 × <u>6.0</u> %		⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率 × <u>7.0</u> %		⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率 × <u>9.0</u> %	
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																														
② 6か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率 × <u>2.0</u> %																														
③ 2年以上2年6か月未満	約定利率 × <u>4.0</u> %																														
④ 2年6か月以上3年未満	約定利率 × <u>6.0</u> %																														
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																														
② 6か月以上 <u>1</u> 年未満	約定利率 × <u>4.0</u> %																														
③ <u>1</u> 年以上 <u>1</u> 年6か月未満	約定利率 × <u>5.0</u> %																														
④ <u>1</u> 年6か月以上 <u>2</u> 年未満	約定利率 × <u>6.0</u> %																														
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率 × <u>7.0</u> %																														
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率 × <u>9.0</u> %																														

4. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、契約の証の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。
- (3) この預金は、払戻しする預金を指定せず預金残高の合計額の一部に相当する金額を1,000円以上1,000円単位の金額で、払戻請求することができます。この場合、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約の証とともに当組合に提出してください。
- (4) 前項の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日（継続したときはその継続日）の古いものから順にこの預金を解約します。

5. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財産形成貯蓄契約に基づく預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

6. (転職時等以外の取扱金融機関の変更)

前条以外の場合においても、所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。ただし、この預金を3年以上の期間にわたり預入れしている場合に限ります。

7. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 契約の証又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は契約の証の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出

4. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、契約の証の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。
- (3) この預金は、払戻しする預金を指定せず預金残高の合計額の一部に相当する金額を1,000円以上1,000円単位の金額で、払戻請求することができます。この場合、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約の証とともに当組合に提出してください。
- (4) 前項の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日（継続したときはその継続日）の古いものから順にこの預金を解約します。

5. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財産形成貯蓄契約に基づく預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

6. (転職時等以外の取扱金融機関の変更)

前条以外の場合においても、所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。ただし、この預金を3年以上の期間にわたり預入れしている場合に限ります。

7. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 契約の証又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は契約の証の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出

てください。

(5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9.(印鑑照合)

(1) 契約の証、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、違相ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

10.(譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金及び契約の証は、譲渡又は質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

11.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12.(解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為

てください。

(5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9.(印鑑照合)

(1) 契約の証、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、違相ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

10.(譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金及び契約の証は、譲渡又は質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

11.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12.(解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

E. その他前各号に準ずる行為

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024.6.24現在)

(2020.4.1現在)

「財産形成住宅預金規定」新旧対照表

一 部 更 更 後	現 行
凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。	凡 例 ○○○○○は、変更部を示す。
<p style="text-align: center;">財産形成住宅預金規定</p> <p>1. (預入れの方法等)</p> <p>(1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上定期的に事業主が契約者の給与から天引して預入れるものとします。</p> <p>(2) この預金の預入れは1口1,000円以上1,000円単位とします。</p> <p>(3) この預金については、通帳の発行にかえ、取引の証として「財産形成住宅預金ご契約の証」(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。</p> <p>2. (預金の種類、継続方法等)</p> <p>(1) 預入れの都度、個別に預入日の3年後の応当日を満期日とする1口ごとの「自由金利型定期預金(M型)」としてお預りします。</p> <p>(2) 満期日にその元利息の合計額をもって、前回と同一の期間の「自由金利型定期預金(M型)」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(3) 前項の継続にあたり満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、満期日にそれぞれの預金の元利息をまとめて1口の「自由金利型定期預金(M型)」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>3. (預金の払戻方法等)</p> <p>(1) この預金は、法令で定める持家としての住宅取得又は増改築及びマンション等の修繕・模様替(以下「住宅の取得等」といいます。)のための対価に充てるときに払い戻すものとします。</p> <p>(2) この預金を住宅の取得等の後に払戻しをする場合には、住宅の取得等をした日から1年以内に、住宅の取得等に要した額を限度として1回限り1回限り払戻しします。この場合には、契約の証の受取欄に届出の印章により記名押印して、登記簿謄本等所定の書類(又はその写し)とともに当組合に提出してください。</p> <p>(3) この預金を住宅の取得等の前に払戻しをする場合には、残高の90%又は住宅の取得等に要した額を限度として1回限り払戻しします。この場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに住宅建築工事請負契約書等所定の書類の写しを当組合に提出してください。</p> <p>(4) 前項により一部払戻しをした場合、一部払戻しの日から2年後の応答日又は住宅の取得等をした日から1年後の応答日のいずれか早い日までに住宅等に要した額と前項の払戻額との差額を限度として1回限り払戻しします。</p>	<p style="text-align: center;">財産形成住宅預金規定</p> <p>1. (預入れの方法等)</p> <p>(1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上定期的に事業主が契約者の給与から天引して預入れるものとします。</p> <p>(2) この預金の預入れは1口1,000円以上1,000円単位とします。</p> <p>(3) この預金については、通帳の発行にかえ、取引の証として「財産形成住宅預金ご契約の証」(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。</p> <p>2. (預金の種類、継続方法等)</p> <p>(1) 預入れの都度、個別に預入日の3年後の応当日を満期日とする1口ごとの「自由金利型定期預金(M型)」としてお預りします。</p> <p>(2) 満期日にその元利息の合計額をもって、前回と同一の期間の「自由金利型定期預金(M型)」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>(3) 前項の継続にあたり満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、満期日にそれぞれの預金の元利息をまとめて1口の「自由金利型定期預金(M型)」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>3. (預金の払戻方法等)</p> <p>(1) この預金は、法令で定める持家としての住宅取得又は増改築及びマンション等の修繕・模様替(以下「住宅の取得等」といいます。)のための対価に充てるときに払い戻すものとします。</p> <p>(2) この預金を住宅の取得等の後に払戻しをする場合には、住宅の取得等をした日から1年以内に、住宅の取得等に要した額を限度として1回限り1回限り払戻しします。この場合には、契約の証の受取欄に届出の印章により記名押印して、登記簿謄本等所定の書類(又はその写し)とともに当組合に提出してください。</p> <p>(3) この預金を住宅の取得等の前に払戻しをする場合には、残高の90%又は住宅の取得等に要した額を限度として1回限り払戻しします。この場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに住宅建築工事請負契約書等所定の書類の写しを当組合に提出してください。</p> <p>(4) 前項により一部払戻しをした場合、一部払戻しの日から2年後の応答日又は住宅の取得等をした日から1年後の応答日のいずれか早い日までに住宅等に要した額と前項の払戻額との差額を限度として1回限り払戻しします。</p>

なお、残高を払戻しする場合にはその際に、残高を払戻ししない場合には一部払戻しの日から2年後の応当日又は住宅の取得等の日から1年後の応当日のいずれか早い日までに、登記簿謄本等所定の書類（又はその写し）を当組合に提出してください。

- (5) 前3項の方法によりこの預金を払戻しした場合であっても、その後引続き預入れることができ、新たな住宅取得等のための対価に充てるときに前3項と同様の方法により払戻しすることができます。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、個別の預入明細ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数及び預入日現在における当組合所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算します。
- (2) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第16条の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続した場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①	6か月未満	解約日における普通預金の利率	
②	6か月以上 <u>2年</u> 未満	約定利率	× <u>2.0%</u>
③	2年以上2年6か月未満	約定利率	× <u>4.0%</u>
④	2年6か月以上3年未満	約定利率	× <u>6.0%</u>

- (3) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前項により、当組合がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、契約の証の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。

6. (税額の追徴)

この預金の利息について次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税の適用を受けて支払われた利息についても、過去5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡及して20%（国税15%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。

- ① 前条による払戻しがあったとき。ただし、預金者の死亡、重度障害による払戻しの場合は除きます。
- ② 第3条第2項による払戻しの場合で、持家としての住宅を取得した日から1年

なお、残高を払戻しする場合にはその際に、残高を払戻ししない場合には一部払戻しの日から2年後の応当日又は住宅の取得等の日から1年後の応当日のいずれか早い日までに、登記簿謄本等所定の書類（又はその写し）を当組合に提出してください。

- (5) 前3項の方法によりこの預金を払戻しした場合であっても、その後引続き預入れることができ、新たな住宅取得等のための対価に充てるときに前3項と同様の方法により払戻しすることができます。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、個別の預入明細ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数及び預入日現在における当組合所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算します。
- (2) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第16条の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続した場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①	6か月未満	解約日における普通預金の利率	
②	6か月以上 <u>1年</u> 未満	約定利率	× <u>4.0%</u>
③	<u>1年以上1年6か月</u> 未満	約定利率	× <u>5.0%</u>
④	<u>1年6か月以上2年</u> 未満	約定利率	× <u>6.0%</u>
⑤	2年以上2年6か月未満	約定利率	× <u>7.0%</u>
⑥	2年6か月以上3年未満	約定利率	× <u>9.0%</u>

- (3) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前項により、当組合がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、契約の証の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。

6. (税額の追徴)

この預金の利息について次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税の適用を受けて支払われた利息についても、過去5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡及して20%（国税15%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。

- ① 前条による払戻しがあったとき。ただし、預金者の死亡、重度障害による払戻しの場合は除きます。
- ② 第3条第2項による払戻しの場合で、持家としての住宅を取得した日から1年

以内に所定の必要書類が提出されなかったとき、又は提出された書類により持家としての住宅の要件を満たさないことが判明したとき。

- ③ 第3条第4項による一部払戻しの場合で、一部払戻しの日から2年以内で、かつ持家としての住宅を取得した日から1年以内に所定の必要書類が提出されなかったとき、又は提出された書類により持家としての住宅の要件を満たさないことが判明したとき。

7. (差引計算等)

(1) 前条第3号の事由が生じた場合には、当組合は事前の通知及び所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

① 前条第3号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当組合に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

8. (退職時等の取扱い)

退職等の事由により、勤労者でなくなったときは、この預金は、当該事由が生じた日から1年後の応当日以降に発生する利息については課税扱いとなります。

9. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財産形成貯蓄契約に基づく預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 第1条第1項以外の預入れがあった場合。
- (2) 定期預入が2年以上されなかった場合。
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合。

11. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1) 契約の証や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 契約の証又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は契約の証の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預

以内に所定の必要書類が提出されなかったとき、又は提出された書類により持家としての住宅の要件を満たさないことが判明したとき。

- ③ 第3条第4項による一部払戻しの場合で、一部払戻しの日から2年以内で、かつ持家としての住宅を取得した日から1年以内に所定の必要書類が提出されなかったとき、又は提出された書類により持家としての住宅の要件を満たさないことが判明したとき。

7. (差引計算等)

(1) 前条第3号の事由が生じた場合には、当組合は事前の通知及び所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

① 前条第3号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当組合に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

8. (退職時等の取扱い)

退職等の事由により、勤労者でなくなったときは、この預金は、当該事由が生じた日から1年後の応当日以降に発生する利息については課税扱いとなります。

9. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財産形成貯蓄契約に基づく預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 第1条第1項以外の預入れがあった場合。
- (2) 定期預入が2年以上されなかった場合。
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合。

11. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1) 契約の証や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 契約の証又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は契約の証の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預

金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

13. (印鑑照合)

- (1) 契約の証、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、違相ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び契約の証は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

15. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第16条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

16. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

13. (印鑑照合)

- (1) 契約の証、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、違相ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いいたします。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金及び契約の証は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

15. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第16条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

16. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には当組合の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺す

F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には当組合の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺す

ることができるものとします。

18. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024. 6. 24現在)

ることができるものとします。

18. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020. 4. 1現在)